

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年5月25日（木）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・ 職員の懲戒処分について

発表項目

○ 職員の懲戒処分について

本日、職員の懲戒処分を行いました。子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様の学校教育に対する信頼を大きく損なうこととなりましたこと、県教育委員会を代表しまして深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。事案の概要は、お手元に配付しました資料のとおりですけれども、懲戒処分案件が2件、これとは別に、管理監督者責任として文書厳重注意を行った件が1件でございます。資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日5月25日です。懲戒処分の1件目ですが、県立高等学校教諭、男性26歳を停職6月としました。なお、この案件では被害生徒そして保護者から、個人の特定に繋がるような内容は公表しないよう、非常に強く要請を受けております。学校の地区名を公表いたしますと、他の情報とあわせて学校名が特定できますので、県立高等学校とだけ表記させていただきました。どうかご理解をお願いします。この者は、令和4年7月20日から令和5年3月12日にかけて13回、同校の第3学年女子生徒2名に対しまして、身体への接触及び性的な内容を含む発言を行いました。令和4年7月20、21、22、25、26日のいずれの日も、午前7時30分頃、職員室前の廊下に設置された学習スペースで勉強していた女子生徒1名に対しまして、「勉強頑張っているか」と言いながら、右手のひらで肩や背中を2回ずつ軽くたたき、右手の指でうなじ辺りを揉みました。9月2日午前7時30分頃には、同じスペースで学習指導を行った際、右手の指で腹筋辺りを1回押すように触りました。この日午後8時30分頃には、この生徒を自宅付近まで送るために乗せた自家用車内において、右手のひらで右膝を揺らすように触りました。9月12日午後8時頃には、自家用車で送る際、左手のひらで頭頂部と肩を2回ずつ軽くたたき、左手の指でうなじ辺りを揉み、左手のひらで服の上から太ももを触りました。10月28日午後8時頃には、自家用車で送る際、性的な内容を含む発言を行いました。この発言とは、ホテル近くを通りかかった時に、「寄っていくか」と言ったり、また「自慰行為はしているのか」と興味本位で発言したりというものです。11月8日午後6時30分頃には、校内で進路指導を行った際、右手のひらで服の上から太も

もを1回、臀部を2回軽くたたくように触りました。ここまでが女子生徒1名に対する繰り返しの問題行動です。それから、また別の女子生徒1名に対しまして、令和4年9月12日午後2時頃、職員室で進路指導を行った際、右手のひらでへその下辺りを少なくとも2回押すように触りました。この生徒に対しては同様の行為を令和5年1月28日、自家用車内において1回、3月12日、職員室内において少なくとも2回行いました。なお、この教諭からは辞職願が提出されておりました、処分後辞職を承認したところです。また、同校校長には、管理監督者責任として、文書訓告の措置を行いました。

懲戒処分の2件目については、東員町稲部小学校教諭、男性27歳を減給10分の1、1月としました。この者は、令和4年12月13日午後10時頃、勤務校からの帰宅途中、自家用車で、愛知県愛西市内の名鉄日比野駅ですけれども、ここに立ち寄り、駐輪場において一般女性に道を尋ねた際、性的な内容を含む発言を行い、この女性に警察へ通報されました。この性的な内容を含む発言等は、自慰行為を表す単語だったということです。この後、警察署で聴取を受けた後、愛知県迷惑行為防止条例違反で書類送検され、令和5年2月15日に不起訴処分となりました。

次に3件目として、文書嚴重注意に係る案件ですけれども、県立特別支援学校校長50代を管理監督者責任により文書嚴重注意としました。この件は、処分の公表基準に則って、このように記載しておりますが、要はすでに報道いただいております度会特別支援学校における講師の不適切な言動に係る事案のことになります。この者は、令和4年5月中旬、同校高等部の講師が、生徒の容姿に関する不適切な発言をした際、この講師を直接指導する機会があったにもかかわらず、教員間での解決を指示するにとどまりまして、この講師は7月初旬まで、同様の発言を複数行う結果を招きました。また、この生徒の保護者への報告や謝罪をすぐに行わず、報告が発言してから約10ヶ月後であったということで、保護者の学校不信を招きました。また令和5年2月16日には、この講師が学年末考査終了後回収した答案用紙のうち、1名のを別の生徒1名に見せるという問題を起こした際も、県教育委員会への報告が遅れ、適切な初動対応につなげることができませんでした。なお、この事案の当事者であります講師につきましては、令和5年3月8日から病気休暇を取得しておりました、そのまま任用満了を迎えたために、処分は行っていません。要は、今雇用していません。講師の任用を更新し処分を行うという選択肢もあったとは思いますが、最近の不適切な言動の処分例は、いずれも文書訓告止まりでありまして、懲戒処分に至らない措置を行うために、あえて任期を更新してこの者を任用し続けるということはいたしませんでした。

今後の対応についてですけれども、わいせつ行為の未然防止に向けて、コンプライアンスミーティング研修資料を作成いたしまして、令和5年4月18日に各市町教育委員会と県立学校に送付したところです。わいせつ行為や盗撮行為をしない、させない、見逃さないという意識を高めるために、今までの研修資料と合わせて活用してまいります。また引き続き、県立高等学校及び特別支援学校高等部、中学部の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシャルハラスメントに関するアンケート調査を行うとともに、公立中学校においても、

市町等教育委員会と連携したアンケートを実施いたしまして、教職員によるわいせつ行為の防止に努めてまいります。

発表項目に関する質疑

○ 職員の懲戒処分について

(質) 資料(1)の県立高校の教員の関係なのですが、これ身体接触と性的な内容を含む発言を繰り返したということで、これは要するにわいせつな行為を繰り返したというような形になりますか。

(答) わいせつというものではなく、わいせつな言辞等の性的な言動に当たります。わいせつ行為というのは、性的羞恥心を害する、例えば陰部を触るとか、服を脱がして胸を触るとかそういうものが考えられますけれども、今回はわいせつな言辞等の性的な言動ととらえております。

(質) 体を触るとかもわいせつな言辞等に入ること。

(答 教職員課) そうです。わいせつな言辞等の性的な言動は、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙、メールの送付、それから身体的接触、つきまとい等ということで、そのうち今回はわいせつな言辞と、それから身体的接触に当たります。

(質) これは何による規定になるのですか。

(答 教職員課) 県教育委員会の懲戒処分の指針です。

(質) この男性教諭というのはまず1人目の10回機会があった方とは、どういう関係の担任とか、何か教科担任とか、何か全く関係ないのか。

(答 教職員課) まず前半の生徒の教科担当であります。

(質) これ何の教科というのは。

(答) これを申し上げますと学校名が特定されますので、今回伏せさせていただきたいと思えます。

(質) 教科担当で、これ辞職願が提出されたということですが、処分すると、後に受理したということは今日受理したということで、今日付けでやめているということですか。

(答 教職員課) そうです。本日付けです。

(質) まず、前半の生徒の方なのですが、これ自家用車に乗せたりとかしているのですけど、いずれも勤務中扱いになるのですか。

(答) 勤務時間外の夜の8時頃とか、そういうものでございます。

(質) どれが勤務時間中でどれが勤務時間外になりますか。

(答 教職員課) 全て勤務時間外です。

(質) 前半の生徒ですか。

(答 教職員課) 1人目についてはです。

(質) まず、この学習スペースで勉強とあるのですが、これは1人で勉強していたのです

か。

(答 教職員課) そうです。

(質) この学習スペースは、7月も9月も1人で勉強しているということですかね、そうすると。

(答 教職員課) 1人です。

(質) その後、9月2日に学校から自宅付近まで送るとあるのですけれども、これ何で送ることになったかということなのですか。

(答 教職員課) これは、教諭の帰る方向と同じ方向ですから、一緒に乗って行くかということに乗せたということですか。

(質) これ、女子生徒を自家用車に乗せて送るということは、これは特に問題行為にはならないということなのですか。

(答 教職員課) ただ許可があるので、本来。

(質) 校長とか誰の許可が。

(答 教職員課) 生徒を自家用車に乗せる時は、校長の許可があるので、この者はその許可を得ていません。

(質) いずれも得ないということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 自家用車に乗せて送る時はということですかね。

(答 教職員課) はい。

(質) これ資料に載せられている事案に関しては、体を触ったりしている行為に関しては載せてありますが、これ以外にも自家用車で送っていることはあったのですか。

(答 教職員課) あります。

(質) 二人目の後半の方の女子生徒と男性教諭との関係は。

(答 教職員課) これは担任です。

(質) これ職員室で進路指導を行った際とあるのですけれども、他に職員室に誰もいなかったのですか。

(答 教職員課) いなかったです。

(質) 誰もいなかった。

(答 教職員課) はい。

(質) この女子生徒とこの教諭だけだったということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) この後半の女子生徒に関しても、まず1月の方に自家用車で送っていますけれども、これは何で送っているのですか。

(答 教職員課) これは、部活動の関係で、一緒にその会場に向かうという時に乗せていたということですか。

(質) 部活動は同じ部なのか。何かその顧問と部員とかだったのか。どういう関係なのですか。

か。

(答 教職員課) 同じクラブでした。

(質) 同じ部のこの教諭は何か監督とか顧問とか何だったのですか。

(答 教職員課) 顧問です。

(質) 生徒は部員ですか。

(答 教職員課) はい。

(質) これなんか、何部とかあるいは運動部か文化部みたいなこととかというのは。

(答 教職員課) 特定に繋がりますので、部活名は控えさせていただきます。

(質) これ部活動の関係で一緒に会場に行くというのは、何かその女子生徒の家から迎えに行ったということなのか。これどういう経緯で一緒に行ったということなのか。

(答 教職員課) そうです。家の近くに迎えに行ったということです。

(質) 近くにこの教諭が迎えに行ったのですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) それは保護者も知っていてというか、その許可を得てということなのか。

(答 教職員課) 保護者が知っていたかどうかの確認を取ってはないですが、少なくとも校長に許可を得てということではありません。

(質) これも校長の許可が必要だけれども、取ってなかったということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 何人かのうちとかじゃなくてこの生徒だけをということですかね、連れて行ったのは。

(答 教職員課) そうです。

(質) この部がなんていうか、他にもいるのですね部員は。

(答 教職員課) はい。

(質) 女子生徒の自宅付近からその会場まで送って行ったと。あと、この後の3月12日も職員室内において少なくとも2回行いましたとあるのですが、この時も他に誰もいなかったのですか。他に2人以外は。

(答 教職員課) そうです。

(質) これ、男性教諭は何でこういうことをしてしまったのかということは、理由とか動機はどんなふうに話しているのですか。

(答 教職員課) まず、最初の生徒に対しましては、色々日頃から声を掛けられたり相談に乗ったりしているうちに、意識するようになりまして、徐々に好意を抱くことになったということです。

(質) 好意を抱くことになってしまって、やってしまったと。

(答 教職員課) はい。もう1人の後半の生徒に対しましては、そこまでの特別な感情というはなかったのですけれども、ただ触りたくて触ったと言っています。

(質) 特別な感情はなかったが触りたくて触ったと。

(答 教職員課) はい。

- (質) この2人の女子生徒について、何かこう申し訳ないとか何かそういう気持ちは話していたりしますか。
- (答 教職員課) はい。本人のコメントを読みます。「この度は、私の不適切な行為により、関わった生徒をはじめ、保護者や同僚、県教育委員会に対し、多大な迷惑をかけ申し訳ございませんでした」と話しております。
- (質) この女子生徒2人に関しては、例えば今どうなのでしょう。普段どおり学校に通えているのか、あるいは、ちょっと休んでしまっているとか、そこはどうなっていますか。
- (答 教職員課) 今はもう卒業しているのですけれども、在学中は普通に通学していました。
- (質) これ逆に、何で発覚したのですかね。そうすると。
- (答 教職員課) 1人目の生徒が、2月27日に他の教諭にこういう行為を受けているというのを相談して発覚しました。
- (質) 他の教諭に相談して、男性教諭に話を聞く中で2人目の把握もしたということですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) でもそうすると、2月21日に発覚しているのに、3月12日にもやっているというのはどういうことなのか。
- (答) 指導が入っていないのです。
- (質) 指導が入ってない。
- (答) 指導しているのにもう一度やっているというのは、やはりこちらとしては重く見えます。
- (質) これ指導を全くしてないということなのか、どうなのですかね。
- (答 教職員課) 一回指導はしています。相談を受けてからですね。
- (質) 相談して発覚してから、誰が教諭に指導したのですか。
- (答 教職員課) 校長がしています。
- (質) 校長が教諭に指導したと。
- (答 教職員課) したのですけれども、結果はその行為が続いてしまったという。
- (答) 校長の管理監督者責任を問うているのも、そういう部分があり、十分に指導をしきれていないということを見えています。
- (質) これ1回指導して、だけどもう1回やっちゃっていて、そうするとまた誰かが相談したということですか。2人目の生徒か誰かが。この3月12日に触っている行為は何で発覚したのですか。
- (答 教職員課) 校長が、非常に回数が多いので、中々1回で全部聞き取れていなかったということで、複数の日に渡って確認をしています。それと、3月というところもあって、卒業式であるとか、入試とか、そういった合間を縫って聞き取りを行っておりますので、一定離れた時間で聞き取りをしています。その中で、1人目の子の確認をする中で、それ以外ないのかという確認をした時に、2人目のことが分かってきたということにな

ります。

(質) 1人目の方の確認を終えて、他にもないかと聞いたら話したということですか。

(答 教職員課) そうです。確認する中で、他にないかということを確認した時に、2人目のことが分かったと。

(質) 2人目のことが分かったのは、3月12日よりも前なのか後なのか。

(答 教職員課) ちょっと確認させていただきます。

(質) 資料(2)の方、稲部小の教諭の方なのですけれども、駐輪場において一般女性なのですけど、何か面識はあったのですか。

(答) 面識はない人です。

(質) 酔っ払っていたりしたのですか。

(答) いえ。

(質) 家用車で運転していますけど、飲酒運転とか酒気帯びとかそういうことは。

(答 教職員課) そういったことではないです。

(質) この方は動機や理由に関しては何とおっしゃっていますか。こういう行為をしてしまった動機とか理由に関しては。

(答 教職員課) 駅から出てくるたくさんの方を見て、声をかけたくなったと。さらに仲良くなりたくて、声をかけたと言っています。

(質) 要するにナンパしていたみたいな感じですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) そういう中で自慰行為を表す単語を話したということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) こういう行為をしてしまったことに関しては、反省のコメントなどはありますか。

(答 教職員課) 読み上げます。「今回は私のしてしまった行為により、大変ご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。今回のことを通じて、多くの方々に迷惑をかけたことに対して、深く反省と後悔をしております。このことを一生忘れずに生きていこうと思えます。申し訳ありませんでした」と述べました。

(質) この方は勤務を続けているということですか。

(答 教職員課) 勤務を続けておりますが、病気休暇を取っています。

(質) いつから病気休暇ですか。

(答 教職員課) 12月19日です。

(質) 今もということですか。

(答) はい。

(質) 一応でもこの稲部小の在籍ではあるということですか。

(答) そうです。

(質) 資料3番目の特別支援学校の関係なのですけれども、この講師は何歳代で男性か女性かというのは。

- (答 教職員課) 50代の女性です。
- (質) 容姿に関する不適切な発言というのは具体的にはどんな発言があったのか。
- (答) 「カメに似ている」というふうに生徒のことを言ったと。その後も「カメ、カメ」という発言を結構何回も繰り返したということです。
- (質) 女子生徒ですかね。生徒というのは男子生徒ですか女子生徒ですか。
- (答 教職員課) 女子生徒です。
- (質) 資料4行目のところに、報告が発言をしてから約10ヶ月後というのは、県教育委員会ではなくて保護者へのということですか。
- (答 教職員課) 保護者への報告も県教育委員会の報告もほぼ同じタイミングです。
- (質) この報告というのは、県教育委員会も保護者もどちらも指しているということですか。
- (答 教職員課) はい。どちらも10ヶ月ぐらい経ってからです。
- (質) もう1人の解答用紙の方に関しては、その「カメに似ている」と言われてしまった方とはまた別の方。
- (答) 別です。
- (質) さらに別の生徒に見せたということですかね。
- (答) そうです。
- (質) 聞きそびれてしまったのですが、いつから病気休暇を取っているという話なのか。
- (答) 3月8日から病気休暇を取得していましたが、そのまま病気休暇を続けて3月31日で任期切れを迎えたので、もう翌年度の更新をせずに、辞めていただきました。
- (質) もう辞めているということで処分はしないとかできないということですか。
- (答) 処分できないです。案件によっては、例えば懲戒免職とかそういう重たい処分の場合、任用を更新してでも処分するのですけれども、今回この事案ですと、過去の処分例から見ても、文書訓告止まりであろうということがありまして、もうそのまま辞めていただきました。
- (質) この校長に関しては、この事案に関して何かコメント等ありますか。
- (答 教職員課) 読み上げます。「当該生徒、保護者に対し、辛い思いをさせたことを心から反省しています。再発防止と信頼回復に向け、取り組んでいきます」と述べています。
- (質) この問題行為をした講師に関しては、動機とかあるいは反省の弁などは何かあるのでしょうか。
- (答) 病気休暇をしてからはほぼ聞き取りができてないという状況です。
- (答 教職員課) 不適切な発言だという認識がなかったというのが1点。悪気はなかったのだけでも、その発言が不適切であるという認識がなかったと。
- (答) 不適切な発言だと認識させるまでに相当期間を要しました。7月頃にはそれを認識して、それ以降は発言を止めたのですけれども、何度も同じ発言を繰り返すということがありました。
- (質) 悪気はないということはどういうつもりなのか。

- (答) 親しみを込めて言っているということだそうです。
- (答 教職員課) 反省の弁はやっぱり今も申し訳なかったと言っています。本当に申し訳なかったと言っています。
- (質) それは生徒に対してということですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 容姿に関して言ってしまった生徒に対してと、あとはこの答案用紙を見せてしまった生徒に対してということですか。
- (答 教職員課) はい。
- (質) そしたら最後のところで、再発防止策のところを改めて教えていただければ。
- (答) 先ほど申し上げた再発防止策というのは考えているのですが、改めて少し補足させていただきますと、今回の事案を見ていて、特に一つ目の事案と三つ目の事案に、すごく危うさを感じる部分があります。それは相手の目線から物事を判断するという、そういう意識が欠けているというふうに思います。自己中心的な判断のもとで、悪いことをしているという意識のないまま相手を傷つけているということがございまして、このままではどれだけセクハラは駄目だとかいう話をして、なかなか本人には刺さっていかないのではないかと感じる場所があります。だからこれからしっかりと研修は工夫をしていく必要があると思っています。そういう意味では、今生徒に対するセクハラアンケートをしていますけれども、私はこの取組は必ず意味がある、意義がある取組だと思っています。こういうアンケートをするだけでも一定の抑止力になりますし、そしてこのアンケートに書かれた内容をしっかりと潰していくことで、教員にこういうことを言えばこういうふうに生徒に書かれるのかという気づきを与えることができると思います。ですので、今まだセクハラ案件が続いていますけれども、きっと中期的に見たら必ず効果があると思いますので、このアンケートをしっかりと機能させるようにしていかなければならないと思います。それから、私9年ぶりに教育委員会に来たのですけれども、非常に感じたことは、セクハラとかパワハラとかそういうものに関する感度が、前も申し上げたと思いますけれども、社会全体の感度がすごく上がっています。パワハラ研修が企業に義務化されたりする中で、社会全体の感度が上がっているにも関わらず、若干教員、教育現場の、そのスピードがそれについていけない可能性があるなというふうに感じておりまして、そういうセクハラやパワハラ等の延長にわいせつがあるし、パワハラ等の延長に体罰があると思いますので、それはハラスメントに対する認識をもっと深められるような研修を工夫していく必要があるということで、事務方には指示をしています。実はこの意見に関しては先ほどの教育委員会でも教育委員の方から、同じような意見がございまして、やはりハラスメントに対する意識を高めるように今後取り組んでいきたいというふうに思います。
- (質) 教育長としては謝罪したのかもしれないけど、山口千代己教育長の時にかなりきつめの、ご自身の家庭も壊しますよとか、きつめのメッセージを出したじゃないですか。そ

ういうのを、今回改めて教育長名で出すというようなことはないのか。

(答) 今のところ、その方向での検討はしていませんけれども、特に今の受け止め方というのは、人にものを教える立場である教員がこういう行動をするというのは非常に重い受け止めでございますし、しっかりと潰していかなければならないと思いますので、今おっしゃられたことも、しっかり検討してまいりたいと思います。現時点でそれを検討しているということはなかったですけれども、検討の選択肢に入れていきたいと思えます。

(質) 1人目の26歳の事案のことで、関係性をもう一度確認したいのですけれども、部活動の顧問をしているという話になったのは、これは2人目の生徒とで、1人目に関して、部活動は関係ない。

(答 教職員課) はい。

(質) 教科担当と担任という話があったのですけれども、これは2人とも授業は持っていたということでしょうか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 2人とも授業の担当をしていたということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) ちょっと細かいことですがすみません、1番の停職6ヶ月の教諭ですけれども、今回この被害にあったのは女子生徒2人ということでしょうか。

(答) そうです、2人です。

(質) 他にも被害者がいるかどうかというのは、いないというふうに確認されているということでしょうか。

(答 教職員課) 確認しました。

(質) それから、2番の東員町の小学校の教諭ですけれども、この方は去年の12月には愛知県警に事情聴取を受けたけども、逮捕はされていないということでしょうか。

(答) はい、されておられません。

(質) 不起訴処分はどこが出していますでしょうか。

(答 教職員課) 名古屋地方検察庁です。

(質) 名古屋地方検察庁ですね。これ起訴猶予ですか、嫌疑不十分ですかね。

(答 教職員課) 起訴猶予です。

(質) 先ほどのご説明の中で、性的な内容を含む発言というところですね、「自慰行為はしているのか」という、興味本位で発言したというご説明でしたっけ。

(答) はい。

(質) 興味本位というのは、本人が「興味本位で聞きました」と説明しているのでしょうか。

(答 教職員課) 本人が、「興味本位で発言した」と言っています。

(質) 興味本位で発言したというところがよくわからないのですが、興味本位で発言したというところについて、もう少し詳しく理由を説明したりしているのですか。

- (答 教職員課) 当該生徒のことをもう少し知りたくて、興味本位で発言をしたと回答しています。
- (質) 当該生徒のことを知りたかったら、自慰行為と全く関係ないと思うのですが、それはどういう理屈なのですか。
- (答 教職員課) 本人がどういうふうな理屈で言っているか、そこまではわかりませんが、好意を抱いていて、その子のことをもう少し知りたいという思いからその発言に繋がったというふうに聞いています。
- (質) わいせつ言辞というふうに先ほど言われましたけども。
- (答) 言葉の「言」という字と、辞書の「辞」です。
- (質) わいせつ言辞という、そういう単語があるということですね。これはわいせつ行為とは区別されて皆さんは整理されているわけですね。
- (答) そうですね。「わいせつな言辞」です。
- (質) 26歳の教諭ですけど、いわゆる前科ですとか、この行為以前で同様の事案があったのですとか、そこら辺の経緯は如何でしょうか。
- (答 教職員課) それはもう全くございません。
- (質) 右手のひらで、へその下辺りを少なくとも2回押すように触りましたという同様の行為を何回もやっているのですけど。
- (答 教職員課) その生徒が部活を引退してからしばらく経っていたものですから、「体が衰えていないか」というふうに、この辺りを押すように触ったと。
- (答) 本人の言い訳ですけど、「そういう趣旨で触った」と言っています。
- (質) 「そういう趣旨で触った」というふうに説明しているけど、本当は触りたかったという発言がさっきありましたよね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 実際の理由としては触りたかったということですよ。
- (答 教職員課) 触りたかったという理由があって触っているのは間違いないです。
- (質) その女子生徒に対しては「体が衰えているかを確認するためだ」と言って触ったのですね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) この1人目の生徒に対して、行為は最後11月だったと思うのですが、この生徒が最終的に相談したのが2月ですよ。この相談に至ったきっかけみたいなのがあったのか、これはどう認識されていますか。
- (答 教職員課) この間にどういう経緯があったかというところまでは把握していないのですけれども、こういう行為を受ける中で、生徒の方から段々怖くなってきたということで、2月になって相談したということです。
- (質) これ、2月に発覚したということですよね。その時に、校長から指導を受けたということですよね。

(答) はい。

(質) それ以降も同様の行為をしていた。

(答) そうです。

(質) ただその行為は、きっかけとなった相談した女子生徒とは。

(答) その相談した生徒とは別です。

(質) 例えばその指導の際に、校長から「他の子にはこういうことをしてないのか」とか、そういうふうな聞き取りとかは。

(答 教職員課) まず1人目の聞き取りをした際に、先ほど申し上げたように非常に回数が多くて、いっぺんになかなか聞けなかった。複数日にわたって聞いていたという中で、1人目の子を全部聞き終わった時に、「他にはないのだな」という時に、2人目の方のことも発覚しています。

(質) 常識的に考えたら、そんな何日もかけて毎日聞き取りをするにしてもですよ、仮に。最初の段階で1人だけなのかということは聞きませんか。

(答 教職員課) 今回については聞いていなかった。

(質) 教育長としても、その校長の指導自体にもまずい点があったというようなご認識があるわけですよね。

(答) そうですね。1件目の指導の時に、しっかりと論じて、「もう二度と繰り返さないように」と言っていれば、3月12日の案件はなかったはずなのですけれども、もう一度繰り返しているというのは、やはりその辺の指導が足りなかったというふうに判断せざるをえないと思います。

(質) その1回目の指導の時に、このようなことを繰り返さないようにという指導を受けていなかった。

(答 教職員課) それはしています。

(質) 確認しますが、そういう指導を受けていたにも関わらず、3月に同様の行為をしてしまった理由について教員は何と言っているか。

(答 教職員課) 「事の重大さを認識していなかった」というふうに言っています。

(質) 指導を受けたけれども。

(答 教職員課) はい。

(答) 指導の入りにくい人がやっぱりいるのです。特別支援学校の方も、その「カメ」と発言した講師は自分の発言が人を傷つけているということに気が付かなかったということですので、なかなか指導が入っていかない方がいらっしやると。

(質) 指導が入っていかないというのは、教員自体が指導を受けても、そう認識できないという意味合いですか。

(答) そうです。どちらかという認識しにくい方だと思います。しかしそれを粘り強く、指導するのが、管理職の役目だと思います。

以上、16時44分終了